

参議院内閣・法務委員会連合審査会會議録第一号

昭和三十一年二月二十八日(火曜日)午
後二時十九分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 小柳 牧衛君

理事長 銀藏君 理事 野本 品吉君

理事 千葉 信君 理事 島村 軍次君

井上 知治君 理事 植竹 春彦君

遠藤 柳作君 理事 大野 秀次郎君

木村 篤太郎君 理事 中山 壽彦君

木下 源吉君 理事 菊川 孝夫君

田畑 金光君 理事 松浦 清一君

吉田 法晴君 理事 高瀬 莊太郎君

豊田 雅孝君 理事 廣瀬 久忠君

堀 眞琴君

法務委員

委員長 高田 なほ子君

理事 井上 清一君 理事 一松 定吉君

理事 龜田 得治君 理事 宮城 大マヨ君

泉山 三六君 理事 岩澤 忠恭君

大谷 賛雄君 理事 川村 松助君

西郷 吉之助君 理事 小林 太一君

赤松 常子君 理事 亦治君

井野 碩哉君 理事 中山 福藏君

羽仁 五郎君 理事 市川 房枝君

出席者は左の通り。

内閣委員

委員長 小柳 牧衛君

理事 野本 品吉君

理事 千葉 信君

委員 島村 軍次君

委員 植竹 春彦君

法務委員

委員長 高田 なほ子君

理事 井上 清一君

理事 一松 定吉君

理事 龜田 得治君

理事 宮城 大マヨ君

委員 川村 松助君

委員 西郷 吉之助君

委員 小林 太一君

委員 中山 福藏君

委員 田中 榮一君

委員 賀屋 正雄君

委員 長戸 寛美君

委員 安田 巖君

委員 谷野 せつ君

委員 杉田 正三郎君

委員 西村 高兄君

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

委員 常任委員

○総理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
本日の会議に付した案件
○総理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

〔内閣委員長小柳牧衛君委員長長席
に着く〕
○委員長(小柳牧衛君) これより内
閣・法務委員会連合審査会を開いた
します。

前例によりまして、私が連合審査会
の委員長の職を勤めさせていただきます
す。
○総理府設置法の一部を改正する法律
案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を
願います。
○一松定吉君 まずこの提案理由の説
明を一つしてもらわぬと……それか
らそれをもとにして質問するというこ
とが順序じゃありませんか。

○委員長(小柳牧衛君) これは前に私
の方で一応聞いたものですから……
本日は大綱をそれじゃ政府の方から説
明させます。

○政府委員(田中榮一君) 簡単に申し
上げます。
ただいま議題になりました総理府設
置法の一部を改正する法律案について
概要を御説明いたします。

今回の改正は亮春に関する諸問題が
きわめて重要であり、かつ複雑な問題
であることにかんがみまして、このた
び内閣総理大臣または関係各大臣の諮
問に依りて、亮春対策に関する重要事
項について調査審議させるために、総
理府の付属機関として亮春対策審議
会を設けることを目的としたものであ
ります。

法律案の概要は、右の趣旨にのっと
りまして総理府設置法の第十五条を改
正するものでございます。
よろしく御審議願いたいと存じま
す。

○中山福藏君 ちょっとお尋ねいたし
ますが、原子力委員会というのでもこ
に含めてありますが、きょうの私ども
の質問する範囲は、結局ただいま政府
委員が御説明になった点だけなんです
か。

○委員長(小柳牧衛君) 大体そうで
す。
○中山福藏君 そういうことですか。
この原子力委員会と書いてありますの
は、これはついでに書いたという意味
ですか。原子力委員会というものが、第
十五條の第一項の表中と書いてある文
字の下にやはり記録されておるわけ
ですが、これは原子力委員会と亮春対策
審議会というものが、結局第十五條の第
一項の表中に入らるから、これを含めて
お書きになったものでしょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) その通りで
ございまして、総理府設置法の第十五條
に総理府の付属機関として置かれてお
ります審議会が表の形で出ておりまし
て、その表に今度新しく亮春対策審議
会を追加しようとするものでございま
して、その改正法律案の書き方の技術
的な点から、こういうふうな前のその
すぐ隣にありますが原子力委員会が出て
きただけの話であります。

○一松定吉君 それならば第十五條第一
項の表中の原子力委員会の次に左の一
項を加うというふうな改正にしなければ
いかぬじゃないか、こういう表現の
仕方ではよくない、誤まりを生ずる。し
かるにこういう表現の仕方をする根拠
があるならば説明してくれませんか、ど
ういうわけか。普通ならば第十五條第一
項の表中に原子力委員会の次に左の一
項を加うというふうなことで、亮春対
策審議会というものを表現するならばよ
くわかる。二つ並べてやるから、今、
中山委員のような疑問が起る、僕も初
め不思議に思った。ところが提案理由
を伺ったところが亮春対策審議会に関
するだけとあるから……やっぱりこ
ういうことを書いたのは、これはこの
次に加うという意味だなど自分と思っ
ておったんだが、こういう表現の仕方
はよくないじゃないか。

○政府委員(田中榮一君) まことに仰
せごもつともございまして、これは
私どももこういう形式のことにつきま
しては、法制局におまかせしてありま
すので、法制局の方でこういうふう
にしてもらいたいというものでござい
ますから、従来の慣例を尊重して、そ
れに従っただけでございまして。

○一松定吉君 そこで妙なことを伺う
よりですけれども、まず亮春そのもの
から一つ説明してもらわぬと、これは
いつも亮春というものが問題になる。
亮春とは何ぞや、その亮春の範囲を説
明していただいて、その範囲に対する
対策審議会というものが必要なのか。
亮春そのものがわからぬ。たとえば、
いいなすが二人であるホテルに泊り

込んでいた、そういうものはもちろん売春でも何でも無い。あるいは相思の人が公園のベンチに腰かけてお喋り話をしてる。そんなものは売春じゃない。そういうような売春の範囲いかに、その点は一つやっぱ法律で明らかにしておいた方がいいと思うから、この際一つ説明しておいていただきたい。

○政府委員(長戸寛美君) ただいま売春の範囲いかにというふうな御質問でございましたが、われわれが考えておりますのは、売春というのは、婦女が代償と申しますか、対価を受けまして、または受ける約束で不特定の相手方と性交をすることというふうに理解しております。

○一松定吉君 婦人だけが売春で、男も売春ということが日本には昔からやっぱある。それが不特定の者から対価を受けて、そうして女に接合するというふうなものは売春の中に入るのか、入らないのか。

○政府委員(長戸寛美君) これは一つの政策の問題もございましょうと思います。いわゆる男娼を含めしめるか、いなかというところもございしますが、私どもが現在当面する問題として、婦女の売春だけに限りまして、これに対する取締りなり何なりを規定する、こういうふうに限定して考えております。

○一松定吉君 婦女は取り締まる必要があるが、男子は取り締まる必要はないのかね。

○政府委員(長戸寛美君) 男娼の問題につきましましては、昨年九月二日に答申を終りました協議会においても問題になったところがございますが、日本の

全国を見まして、男娼問題のあるところは非常に数が限られておるといふうなことから、もしその必要ありとしますならば、その特に取締りを必要とする場所において、条例等によって取締りをするというところをもつて足る、こういうふうな考え次第でございます。

○一松定吉君 そうすると、売春法の中には、ただし男娼の点については別に府県例をもつて取締りするという付則か何かつけるつもりですか。それはどうです。

○政府委員(長戸寛美君) これは各都道府県または市町村において、その必要があるというふうな場合に自主的にそれをお定めになる。それをもつて足るというふうな考えておりますので、現在われわれとしましては、法律の中に特にそのような規定をおくというふうな考えは持っておりません。

○中山福蔵君 ちょっと一つ私冒頭に伺っておきたいのですが、大体今までの都道府県例とか、あるいは市町村例という取締りの規定があつて、そしてほとんどその成績が上つていないということとを私ども前から考えておるわけですが、この売春問題についての規定が今度で上れば、法律としての名目を持ち、ちゃんと全うするようにできるかどうかというところについてのお見通しは、大体どういふふうにつけておられるのでしょうか、その点の一つ伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(田中榮一君) 今回売春対策といひましては、政府として考えております事柄を簡単に申し上げてみたいと思ひます。従来この売春取締りに関しましては、県もしくは市の条例

によりまして売春取締りの条例が公布されておりました、いわゆる売春行為、いわゆる単純売春の取締りにつきましては、主としてこの条例によつて現在やつておるのであります。ところが、従来この条例によつて第一線の警察官等が取締りをやつておられますが、ちょうど飯の上にとまるハエのやうなものでありまして、追えば散る、また集まるというやうな状況で、まあ十分に取締りの目的を達成することができなかったものであります。では、なぜその取締りの効果が上らなかつたのかと申しますと、それは取締りはいたしますが、さて取締つた後のこつた婦人に対する取扱ひというものが、処罰一点ばかりでございまして、いわゆる保護更生であるとか、むしろ婦女がそういうやうな行為をやる一歩手前のいわゆる転落す前において、これを防止するといふやうな策が十分にとられてないわけでありまして、で、転落前にこれを防止する、救済するといふことと、また不幸にしてこつた境遇に転落したその者を、処罰だけでなくして、これをいわゆる保護更生をさして、そして正業につかせる、こつたやうな措置といふものが従来欠けておつたわけでありまして、主として地方の取締りに全責任を負つておつたといふところ、この売春対策の欠ける点があるのではないかと考えられるのであります。そこで国といたしまして、この売春対策に關して受け持つ事柄は、国は法律をもつてこれを規定する。法律をもつて規定するといふからには、単純売春そのものを取締ること

も、むしろ法律では可能でありまして、むしろ国としてやるべき範圍は、

もつと広い意味におきます防止であるとか、あるいは保護更生という方面に重点を置く、たとえば転落をする前にそれを防止するために、いろいろ婦人相談室を設けて、それによつて相談をさして、こつた境遇に陥らないやうにさせる、あるいは不幸にして陥つた者に対して、あつたかといふ手をもつてこれを正業につかせるやうな職業のあっせんをするとか、あるいは職業の指導をするとか、あるいはまた住むに家なき者に対しては、一時婦人ホーム等に収容して生活の安定を得させるとか、こつたやうなものが必要でございまして、またこの売春行為を誘致する一つの原因、手段といたしまして、あるいは俗に申しますポン引きであるとか、あるいはさうした売春行為をあっせんする悪質の者、あるいは前借制度、人身売買、あるいはさうした売春の場所を提供することを一定の業とするやうな者、さうしたいわゆる売春行為を誘致するやうな温床と申しますか、環境を国が法律をもつてこれを排除して行く、そこに国の一つの任務があるわけでございます。またあつたやうな国とが協力してやるやうな地方と国とが協力してやるやうな地方条例によつて行なつてもらう、地方条例におまかせする、それからそのほかの不良な環境の排除、こつた売春行為を誘致するやうな環境を法律によつてこれを一切排除して行こうと、こつたやうな趣旨で、政府としては今いろいろと計画を樹立いたしておるのであります。いづれただいま御審議をお願いしております売春対策審議会がもし設置されましたならば、この審議会におきまして、こつたことにつ

いても十分に御検討をお願い、現在政府として考えております事柄につきましまして、あるいは売春防止の法案及び政府として現在考えておられるこつた転落防止、保護更生の行政措置につきまして十分の一つ御検討をお願いし、最も有効なる対策を立てまして、法律案を作るなら法律案を作る、また行政措置をするならば将来に向つて予算を要求するといふやうなことにつきまして、十分の一つ御審議をお願いしたい、かような意味でこの審議会設置をお願いいたしておる次第でございます。

○中山福蔵君 わが国におけるこつたの売春問題なんといふことは、流川博士なんか相当研究しておられまして、いろいろな書籍が発表されておる次第であり、また西洋でもローマ時代からの売春史といふやうなものがいろいろあるわけなんです。それでその時代の環境によつて売春の形態といふものもだんだん違つてくるだろうと私は見ておる。さういふことは一応略しておいて、戦後の日本の売春については、戦前とは相當に開きがあると思ひます。戦後の形態といふものがですね。戦前戦後の違いといふものについて相当検討しておられて、何らかそこについてこつたやうな傾向を持つておられるのだという流れに対するあなたの方の觀察の帰着点といふものを、はつきりと私どもに御説明できるやうな資料とかあるいは考え方があつたのでしょうか、それ一つ承つておきたいのと。

それから、こつた対策審議会をいたすに設けたところが、大体政府としてはこつたやうな問題を研究したいのだと、第一項、第二項、第三項というよ

うな

うなあんばいで、相当の項目というものはすでに私はでき上っておらなければならぬと思うのです。売春対策審議会というものを一応設けて、これにあらゆる問題を持ってきて研究させてからこの問題について行政的措置をしよう、あるいは予算というものをどういうふうにするかというような問題についての御研究をなさるといふことは、これは全くどうも審議会にすべての責任をおつかぶせて、政府というものは一応高見の見物をして、それがまとまるまでは何ら手をつけないというやうなふうにも感ぜられるわけですが、そういう点については何か御考案になった点があるのでしょうか、お示しを願いたい。

○政府委員(田中榮一君) あとの問題につきましてお答え申し上げたいと存じます。

今回御審議をお願いしております売春対策審議会は、これは前からのいきさつがございまして、この点をちょっと申し上げておきたいと存じます。前第二十二国会におきまして、衆議院の法務委員会におきまして、この売春問題は国としても、現下の情勢からして社会問題として重要な問題であるからこれを看過することはできない。そこで本問題については、今後さらに予算的措置であるとか、あるいは立法的措置であるとか、そのほかいろいろな行政措置を検討するために、内閣に売春対策審議会というような有力なる審議会を設置して、そうしてそれによって十分に検討させて、政府としてこの売春対策を樹立してほしいという付帯決議がなされたのでございまして、それに基づいて、政府といたし

ましては直ちに内閣が中心になりまして、法務省、厚生省、労働省、警察、検察の關係各省庁の当面の係官を招集いたしまして、その売春対策の連絡会議を作りまして、これで将来提案しようと思ふような法案等も検討いたしましたのでございまして。そこでこの衆議院の法務委員会の付帯決議の中に、有力なる審議会を設置すべしという御意見がございまして。そこで政府としましては、急いでやるために閣議の決定に基づく事実上の審議機関を設置しまして、それによって一つやりたい。こういうことを申し入れたのであります。その際いろいろ関係者が集つての協議の結果、むしろ有力なる審議機関というものは法律の根拠に基づく審議機関でなくてはならない、どうしても法律の根拠に基づく審議機関を設けてもらいたい。こういうやうなお話でございまして、そこでこの総理府設置法の一部改正の中にございまして法律の根拠に基く審議会を設置した次第でございまして。

それからこの審議会の性格でございますが、これはもちろん国会に提案すべき法案の内容、それから政府の売春対策に関するいろいろな諸問題、それから今申しました転落防止、あるいは保護更生、こうした行政措置全般にわたつて十分に御審議を願うことはもちろんのことでございます。この審議会はこうしたことを審議いたしましたらばそれで罷止するのではなくして、これを今後恒久的に存置いたしまして、そうしてなお今後起り得る売春問題のいろいろなものにつきましましてさらに御検討を願ひ、それからまた政府の現在やっております売春施策に對し

ましてもいろいろと御意見も御発表願ひまするし、また政府に對してあすべし、こうすべしというやうな有力なる一つの勧告なり、そうしたものを十分に拝聴いたしたい、こういう意味で、ある程度恒久的な審議機関として今後設置しておきたい。こういうやうな審議会でございます。

○宮城タマヨ君 今日私は政府に對してお礼を申し上げたり、またほんとうは総理大臣に伺いたい点もたくさんございましてございまして、御出席がございませんでそれそれの方に伺ひ申し上げたいと思つております。

まずお礼申し上げますのは、一昨年この売春対策協議会ができましたときに、私どもはこぞって売春対策審議会を作つていただきましたということを念願いたしました。つまり法律の上に立つところの強固な委員会を立てて、それこそ緊急を要するところの売春問題について、一日も早く法的措置をしていただきたいという念願からでございました。それが昨年の九月二日に協議会の方の答申案が出來まして、協議会はそので幕を閉じて、新たに今度この売春対策審議会が設置されようかという今日の段階になりましたことを私は政府にお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

ただしかしここにいろいろな問題があるのをごさいます、売春対策審議会というこの名前につきましまして、政府は何かいろいろ御審査になったわけでございますでしょうか。第一点でございます。

○政府委員(田中榮一君) 私からお答えいたしますが、特にいろいろ審議したというところはございせんが、法務委員会の付帯決議の点を十分に参考にいたしましたとともに、総合対策を策定し、また今後十分に政府の売春対策、売春防止措置に關していろいろな施策を十分に完備していただくという意味におきまして、名前はあつては不適当であるかもしれませんが、売春対策審議会というやうなものにいたしましたのでございまして。これはあくまで関係大臣の諮問機関ということになりますので、対策協議会というよりも少し深みのある売春対策審議会とした方が妥当であらう。こういうやうな考えからこういふ名称を付したわけでございます。特にこの対策審議会というところでは深く検討したということではございせん。

たといふことはございせんが、法務委員会の付帯決議の点を十分に参考にいたしましたとともに、総合対策を策定し、また今後十分に政府の売春対策、売春防止措置に關していろいろな施策を十分に完備していただくという意味におきまして、名前はあつては不適当であるかもしれませんが、売春対策審議会というやうなものにいたしましたのでございまして。これはあくまで関係大臣の諮問機関ということになりますので、対策協議会というよりも少し深みのある売春対策審議会とした方が妥当であらう。こういうやうな考えからこういふ名称を付したわけでございます。特にこの対策審議会というところでは深く検討したということではございせん。

○宮城タマヨ君 この対策審議会ももちろん法律の上で作られるのでございまして、審議会の協議会と違つてございまして、普通二十五人とか三十人とか二十人くらいが審議会としては手ごの数のではないか。こういう考えからいたしまして、一応二十五人としたのでございまして。

それからまたこの審議会には實際政策を実施するために責任ある官庁が中に入つた方がよろうというので、大体しぼつてみまして六つの責任関係官庁が入ることになりました。それから民間人をなるべく多数入れていろいろとこうした意見ある方々から対策についての御意見を拝聴いたしたいという考えからいたしまして、かれこれ総合いたしまして二十五人の審議会でございます。十人程度の国会議員の方に御就任願ひ、あと九人は民間の方々に御委嘱する、あとの六人が関係官庁の關係官が

○政府委員(田中榮一君) 売春をすすめてゆくのではなくて、売春をなくしてゆく対策の審議会という意味でございます。

○宮城タマヨ君 わかりました。それからこの総理府設置法の一部を改正する法律案審査資料を拝見いたしますと、委員の数は合計二十五名としまして、その内訳は国会議員十名、自民党六人、社会党三人、緑風会一人、それから民間九人、行政官庁六人合計二十五人となつておりますが、この国会議員の十人からまず伺いたいののでございまして、何をもとに国会議員十名というところをおきめになりましたか。

○政府委員(田中榮一君) これは国会議員の先生方に多数入つていただいて十分に御審議を願ふことも必要だろふと思つたのであります。審議会の委員があまり数が多くかえつてまた御審議にいろいろと支障を来す場合があるますので、普通二十五人とか三十人とか二十人くらいが審議会としては手ごの数のではないか。こういう考えからいたしまして、一応二十五人としたのでございまして。

それからまたこの審議会には實際政策を実施するために責任ある官庁が中に入つた方がよろうというので、大体しぼつてみまして六つの責任関係官庁が入ることになりました。それから民間人をなるべく多数入れていろいろとこうした意見ある方々から対策についての御意見を拝聴いたしたいという考えからいたしまして、かれこれ総合いたしまして二十五人の審議会でございます。十人程度の国会議員の方に御就任願ひ、あと九人は民間の方々に御委嘱する、あとの六人が関係官庁の關係官が

入って、そこで国会と政府、民間、これらの方々から十分に御協力をいたして適切な対策を御検討願ったかどうか、こういう意味で十人程度にいたしたわけでございます。

○宮城タマヨ君 そうすると、国会議員が一番割合が多うございますが、多数出て審議に当るということで一応了承いたしますが、この民間九人というのは、売春対策協議会の方の委員を入れてようというお含みでございませうか、これは全然別個という意味でございませうか。

○政府委員(田中榮一君) 前の売春対策協議会の委員の方は一人も入れない方針でございます。新しい見地からいへると御審議を願う上から申しまして、前の協議会の委員の方々は入っておりません。

○宮城タマヨ君 そうすると、この行政官の六人というのはどういう方なんでしょうか。

○政府委員(田中榮一君) 内閣から一名、それから次は法務事務次官、それから厚生事務次官、労働事務次官、それから最高裁判所の事務次官、それから警察庁の次長、以上六人でございます。

○宮城タマヨ君 そうすると、行政官の方は前にお加わりになった方が大部分でございませうか。

○政府委員(田中榮一君) これはまあ人が違うところもございませうし、人が同じところもあると思いますが、大体前の関係の官庁は全部入るわけでございませう。

○宮城タマヨ君 この国会議員はどういうねらいでいらっしゃいますか。自民党六人、社会党三人、緑風会一人と

いうことで、そうするといろいろこの売春対策に關係して今まで熱心にやっただけを出そうという意味でございませうか、別な人を出そうという意味でございませうか。

○政府委員(田中榮一君) 国会議員の方々の御選任につきましては、これは政府としてタッチいたしませんで、これはそれぞれ党なり会の方にお願いをいたしまして、御推薦を願ったかどうか、こう考えております。

○宮城タマヨ君 民間の九人というのでございませうが、この売春対策協議会の協議員というものは実にいろいろ人が選ばれて、そうして熱心にこの問題について調査研究を下すつたのでございませうが、その人をがらんとかえりまして、おそろく自民党、社会党といたしまして今までのいろいろやりま

した人たちが出るの、まあ私常識のようないやうな感じがございませうが、ただ行政官も従前の關係した人でございませうに、民間だけどうして新たにすることというところにお考えでございませうか。

○政府委員(田中榮一君) 当初この前の協議会の委員の方々に若干名お入りをお願いしまして、前の協議会との連絡の意味において御参加を願うことも妥協ではないかという考えがあったのでございませうが、今回の審議会は前の協議会の答申にとらわれることなく、もちろん前の答申もりっぱな答申でございませうから、これらの中でよいものは当然これは採用されるものと考えておりますが、前の答申にとらわれることなく、最も適切と認める対策について御審議を願う。こういう意味から今回は前の委員の方々を入れなかったわけ

であります。もちろんわれわれといたしましては、前の委員の方々が非常に本問題について二年間にわたりまして、御熱心に御審議を願いましたその御努力と御熱意に對しましては最大の敬意を払うのでございませうが、そういった意味から今回は全然新しい見地からいろいろと本問題に取組んでいきたい、そういう人を選びたい。こういう考えから実は新しい方々を選んだわけでございませう。

それからもちろん審議会が今後審議を行う上におきまして、前の委員の方々にもまた場合によってはおいでを願って、その答申をした当時の気持とかそういうことなんかもあるいは必要によつて御聴取願ったならば大へんためになるのではないかと、こう考えております。

○宮城タマヨ君 この民間人の中に、直接の業者ではございませうが、間接にこの方面の業態に關係のあるというやうな人に対して、また違った面からみる意味において入れようというやうなお考えがあるのじやございませうか。

○政府委員(田中榮一君) 直接、間接にこうした売春に關した營業に従事しておる者は、この際委員の中には加えないという方針でございませう。

○宮城タマヨ君 それは了承いたしました。この国会議員の十人というところでございませうが、私も国会議員は、これはもしもこの法案が出て参りましたときに、慎重に審議する責任をもつております。それで私は二十五人の中の十人を国会議員におとりになったというに對しては、むしろ有力な民間人をこの際多数出していただい

て、りっぱな法律案を作っていたかどうかの方が國のためになるのではないかと私は考えておりますが、この人数の内容についても変更なさるという余地はありにあらうのでございませうか。

○政府委員(田中榮一君) お答えいたします。今回のこの審議会の組織その他につきましては、政令によつてこれを策定したいと思つておりますが、私どもの考えとしては、いずれ、この売春問題は従来国会においても相論議をされた問題でございませうので、国会におかれましては本件につきましては非常に強い関心をお持ちになつておることであり、また政府の施策について今後十分に監視をお願いするといふ意味からも、また国会の意思をこの対策の中に織り込んでいくということからみましても、やはりこの審議会の中に各党の代表の方々に参り願つて、そうして政府と国会との關係を十分に密に連絡をいたしまして、協力してこの対策を實行していくことが最も適當であるというやうな考えから、非常に御迷惑とは存じますが、ぜひ一つこの中にお加わりを願つて、対策の実施にぜひとも一つ御協力を願いたい、こういう考えでございませう。

○宮城タマヨ君 それでは伺いたいのでございますが、先ほど、この売春対策協議会の方の答申案にとらわれないで、新たに今後の審議会の審議委員によつて立案された法案を作りたいという意味のお話でございませうが、そういうことになりましたと、私も又聞しております政府提案のこの売春対策の法案はもう今にも出てくるように新聞も伝えておるのでございませうが、一

体いつになることなんでしょうか、政府の大体のお見通しはいかがでございませうか。

○政府委員(田中榮一君) 政府で当初考えましたことは、売春行為を防止する法案と婦人の保護更生に關する法案と二本立てで国会に提案をする考えでございませうが、後者の転落防止と保護更生に關する法案を實施するために、大蔵省に予算をそれぞれ關係省から別途要求をさしておつたのでございませうが、不幸にいたしましてわれわれの熱意の足らなかつた点も責任を感じるのでございませうが、その要求予算のほとんど全部が削減されまして、ようやく辛うじて予算締め切りのまぎわに総額五千万円の予算が承認されたのでございませう。そのために当初十四億ほどの予算を要求いたしておつたのが、五千万円に大なたをふるわれましてので法律案を實施することが不可能になりましたので、やむを得ず關係省の行政措置でいくというところにきめたわけであります。そこで前者の売春防止に關する法案につきましては、もちろん前の協議会の答申等を十分に参考をいたしまして、そしてなおその内容を簡潔なものにいたしまして、主として先ほど私が説明いたしましたやうな不良な環境の排除、こうした売春行為を誘致する環境を破壊するといふやうな観点に立ちました、きわめて簡単な法案を立案をいたしましたのであります。この法案は、先ほど申しました政府の中にあります連絡協議会におきましてこれを案は作り上げておるのでございませう。それには甲案と乙案と二案を一応作つておるのでございませうが、この法案はすでに草稿と

くるといかぬから、各省の事務當局はこれへ入ってもらう。その上にこの法律はなるべく超党派的にこしらえないければ、お互いに欠陥を指摘して、非難、攻撃し合つてはならない。その意味において各党各派のお方を按分ではありますけれども、お入り願つて、そうして超党派的な性質を持つ法律案をこしらえることが望ましいのではなからうか。かように思つております。從つ

て今副長官から答えましたような人選のものに今度の審議会をこしらえていただきまして、ここでは私はもう非常週に忙しいお方であるけれども、毎週上けい会を開いていただきまして、できるだけ早く国会へ提出するということをいたしたいと、もう議論は今まででよくつくっておるのでありますから、これをやわらかくポリウームのあるものに、もっと上手に盛り上げるといふことが大事なのでありますから、それ

をすればいいのだからなるべく早くそう
ういたしたいと、かように考えており
ます。

○宮城タマヨ君 今度政府が提案なさ
ろうという法案の中のどこに売春を

悪である、荒春を恥であるというようなことをしっかり知らしめるような位置をとろうというお考えでございます

か。どうぞございますか。

○国務大臣(牧野良三君) これは漏らしました。それは入れなければいかぬ

と思います。一方において売春は悪
よといふことを知らせることは、売春
の關係者ばかりじゃない、国民一般に

反省させる上に非常に大事でありま
から、おっしゃる点は何らかの形で成
ることが必要だと思っておりますが、

宮城さん、これは考へたらなかなかな

ずかしい。むずかしいが一条と二条との間に今せつかく考えておりますが、これはやはり立法に長い間関係した老大家諸君に、どうしたらよいかということをお聞かせなければいけません。二、三日来昨晩も一晩あなたの持つて来て下さった参考書と照らし、どこへ入れたらいいかと思つて考へたのであります。昨晩は一晩中読みました。

○宮城タマヨ君 恐れ入りました。いま一つ、これは文部大臣に私は伺いたいと思つてござりますが、この売春対策の問題に非常に重要な問題は教育問題だと思つて、そうしてその教育ということ、つまり日本の古くから言われております貞操ということ、これは今までは貞操の要求は女ばかりされておりましたが、私は貞操の要求を女と同様男子にもしたいと思つております。男女平等に貞操の要求をいたしますが、その貞操という言葉が非常に封建的な響きがあるので工合が悪いといふことになれば、また新しい言葉も考え直さなくてはならないと思つて、すけれども、まあ一番通りのいい貞操という言葉を使わしていただきますならば、男女平等におきましてきつ、きびしい貞操の要求を今日この社会情勢においてしなければならない。それに対して私は一体文部当局が何を考へてゐるのかということについて、あらためて文部大臣にも伺いますけれども、法務大臣はこういう面におきましてどういふ考へをお持ちでございませうか。

○国務大臣(牧野良三君) その点に關しましては、文部大臣と先ほども協議いたしました。どうしたらいいか、もう日本の婦人にも、男子にも過去のよきな貞操というものはもう要求できないのじゃないか。そこまで入つていつたのでござります。それに、エーデンのたぐひの愛情等も語つたのでございまして、実際宮城さん、これは非常に大きい社会問題であります。従つて私はこの売春問題は法律をこしらへるということに中心をおいちゃならぬ。どうしても大きい社会運動に持つていかねばならぬ。そうすると初めて売春は悪なりということに徹底します。そうすると同時に貞操というものはどの程度に堅持しなければならぬかというのを若い人たちに教へることが出来る。それでどうして宮城さん、これはもうこの法律が上程されるときから私は社会運動を起さなければいかぬと思つてござります。そのことを二、三日も前も婦人代表のお方に申し上げて、何としてもそれを決心して下さい、それは非常に愉快な社会運動だからということをおっしゃるでござります。従つて文部大臣と私は考えを同じくいたしてござります。同時に映画館の問題、わい本の問題、これをどうしても文部省とすつかり打ち合せていかねばならぬと思つて、同時に映画館の時間でございますが、これの長いのを短くしようといふことに對して、社会党の方から短かくするといふことはけしからぬといふ意味の御意見が出て来ましてたけれども、これは大へん間違つたことで、映画館に長い間おると性的いけななことはよくわからないので、それで労働者に長い間映画で満足してやれとおつしやるが、これは間違ひで、これは体

の關係から、そうしてベンチレーションはだんだんに悪くなります。そんなことからせいで二時間なんです、二時間も長いのです。そうして大抵いい映画は一時間半くらいで済むので二時間半にしますが、ほかのものをプラスするのでござります。近ごろアメリカでも日本でも三時間、四時間という長い映画をやりますが、これは二度に切ればいいのでござります。でありますから、こんなことまで注意を及ぼさなければいかぬ、性欲問題を解決するには、どうもあまりに日本人はそういうことを社会的に學問的に實際的に研究している人がないものですから、これから社会運動をやるときとその方面に注意が向いてくると思つて、私は法律は二、三、むしろ社会運動の方が大切だ、こう考へましてそこへ売春は悪なりという思想を日本の國民すべてに植へつけたい、かように思つておる次第でござります。

○宮城タマヨ君 どうか根本問題に觸れて立法措置をなさつていただきたいと同時に、今おっしゃつて下さるような社会運動、社会教育、ことに映画、読物といふようなところまで私ども掘り下げていかねばならぬと思つておるのでござりますが、實際は今電車や、それからバスなんかでもときどき感じることでござります。もう年ごろの女の子でおもしろいけれども、紅もつけないで、しとして働いておられます。様子はその荒れくれれております十分に現れておりますが、そういう娘たちがほんとうに着飾つて貞操を売物にしておつて、榮耀榮華をしております人に圧倒されて、まるで人種

の高下を感じさせられるような状態を見ますときに、私憤慨してたまらないのです。この種類のことも非常にまあ例をあげれば枚挙にいとまないことなんでございますけれども、いかに社会を毒しておるか。ちょうど私は昭和二十五年にやはり政府代表でアメリカの国際會議に参ります船の中で、これはちょうどアメリカの兵隊と結婚いたしましてアメリカに行く二人の若い娘、しかも一等船室に乗つておる若い娘と一緒におりましたときに、その娘たちが日本人の悪口を申しますときは必ず英語で二人で話している。何と言つて

いるか、日本人はきたないわね、くさいわね、へりに寄りつけないわね、と言つてゐる。私は聞きかたて、あなた方は日本人はくさいわ、きたないわと言つておるけれども、あなた方は日本人じゃないの。その船に乗っている人は役人にして、その船に乗っている人は、まあ私も知らず知らずのうちにりっぱな尊敬に値する男子の方も十人ばかり一等船客でいらしたのでござりますけれども、その人たちに對してあんなに助がくさいわ、日本人はきたないわと言つておる。不幸が仕合せかしらね、耳が聞えるので、あなた方はけしからぬことを言つてゐる。日本人が私ほんとうに船の中で最後にどなたのものでござります。あのパン助を働いておられます売春婦たちが、日本人はくさいわと言ふ、その気が許しておけませうか。私は今日のほんとうにこの社会問題、教育問題としてこれはもう大きい問題で、日本人全体のことに為政者の考へを私少し変えなければいけないのじゃないかということ

を思つております。どうかこの点につきまして、ことに政府で一つこの考へを深くしていただきたいということをお願いいたします。私はこれで質問を打ち切ります。

○千葉信君 内閣委員ですから質問をするところの際には控えたいと思つて、田中さんに一つお願いしておきたいのは、この法律は非常に重要な問題だと思つて、ことに従来の売春問題連絡協議会との関連からいいたしても、果してこの審議会の設置がいか悪いかということも相当慎重に審議をしなければならぬと思つて、ところがあるあなたの方から出て来る資料というものは残念ながらその提案理由の説明と、それもごく簡単にしごくです。それからもう一つは総理府設置法の第十五条の抜粋だけです。で、私ども実はこの審議会が設置されたら今までの連絡協議会との關係はどうなるのか、やめるのかやめないのかという点についても、実はこちらの方で積極的に専門員通じて調べて初めてわかつてゐる格好です。これじゃやはり問題を慎重に審議する上に支障が起りますから、特に先ほど宮城委員との質疑応答の中で、はつきりあると副長官がおっしゃつた今までの売春問題連絡協議会の答申、答申がありまして、いふことをはつきり言つてゐる。その答申、それから素案という言葉ですが、甲案と乙案とがあるそうですから、それを審議のための資料として至急御提出をお願いしたい。お願いしておきます、あるというのですから……。

○政府委員(田中榮一君) お答えいたします。従来の経過等につきましてはそ

に對する答申をいたしまして、それによつて一応使命が終る協議会でございますが、今回の審議會はもちろんその任務もあると同時に、さらに今後恒久的に存置されまして、政府の荒春対策の措置その他施策に関して十分監視をお願いする、またいろいろと有益なるもの、御意見を申し述べていただきたい。こういう恒久的の機関でございます。

それから前の協議会は閣議に基く事實上の機関でございます。閣係上、主として民間人だけに重点を置きました。今回はそれに反しまして、国会議員の方々にも御参加を願ひまして、十分、一つ政府と協力していただきまして、

うしても法律案をこしらえ、それに対する実際上の効果あらしめるには、社会運動をもつていく、ただしある程度の受け入れ態勢は要る、そいつは審議会はどんなことを希望されるか、その希望を聞きまして、適当なものを取り上げて次の国会に対する予算措置に出るというふうにいきたい。従って第一は、今国会に法律案が成立するように急ぐ。第二はその効果を審議会にみてもらう。第三はその間に受け入れ態勢にはどんなものが必要だということをして九月十月までに決定してもらおう。そして必要なるものは来年度予算にこれを用意措置をしてもらう、こういうふうにしていきまして、少くとも九月までを第一期とし、それ以後を第二期として実際の効果を十分發揮することのできるものにしたい、かように思っております。

○高田なほ子君 御明快な御答弁をいたしてまことにけっこうでございます。三月中には立案の御予定、成案の御予定でございますが、そこで重ねて田中副長官にお尋ねをいたしますが、亮春の環境を打破するためにはこれは容易ならざる決意が必要だと思ひます。今日までも行政措置としてこうしたことの取締りについてはかなり真剣に行われてきたようでありますが、しかしその実績が上らないというのが実態だらうと思うのです。そこで戦時中、それから戦前を通じまして公娼が戦後やがて廃止されましたが、この公娼廃止に伴って風俗営業取締法というのがここに出来まして、これは行政処分によつておこなわれておるようですが、この風俗営業取締法に基いて今日のいわゆる集娼が法的に認められておるわけでは

す。亮春の徹底的な排除ということであれば風俗営業取締りの中で認められている「待合、料理店、カフェー」その他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」こういうような営業は全部これをなくするために風俗営業取締りといったような法も御改正する用意がされているのかということ一つ、その他に方法があればおっしゃっていただきたいことが一つ。もう一つはせっかくの政府の意図する亮春環境の打開ということが今のような取締りの状態では目的が達せられないと思ひますが、これに対してはすでに腹案がいろいろあるかと思ひますので具体策をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中榮一君) 現在の公娼というのはこれは現在廃止されておるのでございますが、娼家の経営みだいなものが集約的に集団的に現在各地に作られております。この根拠は今お話のございました風俗営業取締法の根拠ではなくして戦争後に駐留軍等が入つて参りまして、いろいろその点を考慮いたしまして、昭和二十一年の十一月十四日の次官會議の決定に基きましてやむを得ずこつた集娼地区を認めざるを得ない。こういうようなことで次官會議の決定を基きましてやむを得ずこつた措置がとられて、現在そのまま残存いたしまして、いわゆる集娼的な地区が構成されているのでございます。従ひまして今お話の風俗営業取締法というものの根拠ではないのであります。また風俗営業取締法ももちろん亮春行為の防止とはいへる関係もございまして、これらの運営につきましては、亮春防止法案がもし実施に

なりましたならば、その地方条例によるところの亮春取締条例の実施と、それから国の亮春防止法の実施と、それからまた風俗関係の法令の運営によりましてこれらをもよく運用いたしまして、全面的にこつた亮春行為というものを一掃したい、こういうふうに考へておるわけでございます。

○高田なほ子君 牧野法相にお尋ねをいたします。法相は、以前法務委員会に亮春という名称は非常によろしくない名前だ文化国家の法律の名としては好ましくない名である、こういう亮春という名称は避けたいと思ひ、というように述べられたように私は記憶いたしております。ところが法務省がその防止法案の名称を、今度は亮春としないて亮春と出たて出ておるように拝見しておるのですが、これは法務大臣のそうした御意向に基くものであらうかと思ひます。今、今回の審議会の名称は亮春というふうではなくて、あべこべに牧野法相が大へんいやだとなつておるという亮春という名前になつておると思いますが、その点法相の御意向はこの立案に対してどういうふうな反映されたものでしょうか、承わりたいと思ひます。

○國務大臣(牧野良三君) 実ははなはだ困りました。というのは両方ともきだりまして、このうち一方は、現在そのまゝ残存いたしまして、いわゆる集娼的な地区が構成されているのでございます。従ひまして今お話の風俗営業取締法というものの根拠ではないのであります。また風俗営業取締法ももちろん亮春行為の防止とはいへる関係もございまして、これらの運営につきましては、亮春防止法案がもし実施に

とです。この法律で、亮春とは婦女が對価を受ける目的で不特定の相手方と性交をすることを言う。そうすると、性交をするとは何ぞやという質問があるにきまつておる。さらにそのなると困る、これが一つ。亮春と法律語があるのですよ、日本に。だから必ずしもデフィニションが要らないけれども、亮春という名前は淫という発音がいかげんせん。だから私はこれもいいです。そんなこと言わないでもいいのです。そんなこと言わないでもいいです。一体法律だからはいきりさせておくというのですが、性交には種類が非常に多いのです。それで困るのです。先ほどあそこに出たでしよう、男同士なんというやつが……。それでなるべくこういうことを避けた。だから風紀を維持するということ、委員会でもどこでも風紀の維持ができる質問応答がやれるようなものにした。と苦心しておりますが、果して審議会は私の苦心を認めて、いい名前と、いい条文とをこしらえてくれるかどうかというところが……。これでは先ほどの宮城さんが外国から持ってきて下さった材料に出てくる言葉なんでありまして、まあどうも日本はどういうふうにしたらいいかということを中心配しております。そこでこれは政府なんかの独断にまかせないで、その道の達人連中を集めて、実にふんわりと真綿でつつんだような条文をこしらえた方が、適用範囲も広範で上品ないい法律の一つややつてみたい。こういうふうには考へておる次第で、これはほんとうにまじめな話であります。

○千葉信君 ちよつと議事進行について……

この法案は今の段階では予備審査でございます。先ほど来連合委員会は非常に熱心な質疑応答が重ねられ、答弁される側でも豊富なるうちと、深い御経験の上に立つた御答弁をされておりました。私もさうさうの裨益するところがございまして、しかしけさ私ども内閣委員会を開きましてから、午前午後におわたつて相当長時間になつておりますし、大体のお打ち合せでも午後四時ごろという予定でございまして、他にも法務委員の方で質疑を希望されておる委員もあるやうですが、ちよつと今御出席もありませんし、きょうはこれで打ち切つて、次回に本審査されるときにこれは審査をしていただくたい。

○中山福藏君 私一点だけ、一分だけでけつこうです。……

ちよつと牧野大臣に一言お伺ひしたいのですが、大体審議会の審議の限度です。ね、範囲、そこをどこに置くか。それからもう一つ児童福祉法、あるいは風紀の取締法によつて、大体の取締りができている。それから都道府県、市町村条例というふうなものもございまして、予防更生とか、そういう方面に重点を置いた立法をなさるつもりであるか、あるいは亮春という現実の問題に對しての処罰的な規定を二本立にしてお作りになるつもりであるか。ただいま申し上げたような法令で、大体これを厳格に実行していけば取締りができると思ひます。一年ぐらい取締りけれども、あとは大体見送らうというので、この法律の効果というものは如実に現われてこないことが多いのです。

だから今度私が心配いたしますのは、非常に景気がいいというのですか、売春問題の争いが高い。その間は時間的にはある範圍取締りができるかもしれませんが、あとはやはり今の規則と同じようになるのではないかと私は見ておるのですが、そういう点についてどうお考えですか、その点だけ。

○国務大臣(牧野良三君) ごもつともです。が、私はその点には比較的好い見通しを持っております。今おっしゃったような、こちらから質問のあった点は、あなたのおっしゃる通り、現在の規定でいいのですけれども、現在の規定でいいにもかかわらず実行ができないのはなぜかという、いかに負けたからです。負けさえしなければ次官会議のあんなおかしなきめようがないし、そしてあれがなければ赤線も青線もでやせん。だから公娼を廃止したところのむずかしいあとで、ごぼんと戦争に負けて外国人がんと来た。外貨獲得だと言つて、あのおかしな御婦人が威張り出した。あいつがいけないのです。だからだんだん外国人も去りますし、そして時世もこうなつてきました。そこで現在の取締りの今までの規定でこれはいいか、悪いところは何かという、すっかりあの風紀が乱れてしまった、国民のこいつを立て直すということ、性道徳がすっかり頹廢した、これを練り直す、この二つが今度の法律には大切だ。そしてそれにはやはり社会運動が大切だということに私はなる。あなたのおっしゃる通り、法律案は今まで通りでいいのですが、あれが実行できないようにこの二十一年以後作つてしまつた。だからあの環境を作り直すという

ことが私は大事だと思つたので、こうやつて声が上がると、きつと日本人はまた別な考えを持つに相違ないと思ひますので、私はその点には、あまりむやみな法律をこしらわぬ方がいい。それで今までの法律を整理すると同時に、必ずこれを実行する。今度の法は根底の法をしつかりやるというようにしたらどうかと思つております。

○中山福藏君 どうか一つ……。たくさん法律ばかり山のように作り上げて、一向実行されぬという実態を私どもは見ている。これは法律家として特に望みたいと思ひます。

○国務大臣(牧野良三君) そうですよ。

○中山福藏君 今度は一つその繰り返しばかりせられちゃたまらぬというので、そして法律をお作りになる——堅実なる法律を作つていただいて、旧来のものを改廃するというふうにしていただかぬと、これはちよつと国民にびんときませんよ。

○国務大臣(牧野良三君) 同感。

○中山福藏君 どうか一つそういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 ちよつと一言お願ひやら……。

大へん内閣委員会の御多忙の中に法務委員会の希望をお入れ下さいましてありがとうございます。千葉委員からの議事進行の動議が出まして、私もまた幾多の質問点を残しており、また法務委員各位も本日御出席にならない方々がいろいろの問題点を残しておられますので、こいねがわくば、内閣委員会の皆様方の御了解を得まして、再度こうした機会が与えられますことを、つつしんでお願い申し上げて、御礼に

かえたいと思ひます。

○国務大臣(牧野良三君) 皆さん、これはきょうやつてもらえないのですか。これは急ぐのだ。三月に私はやろうとすると、きょうくらいに上げていただかぬとできませんぞ。これは私は先週やつてもらつたのだがね、頼む、何とかして下さい。

○千葉信君 大臣の気持はよくわかる。だけれども慎重に審議しなければならぬから……。

○国務大臣(牧野良三君) ああ、そうか……。

○委員長(小柳牧衛君) お諮りいたします。

なお本案につきましては質問もある見込みであります。今、千葉委員から動議もありますから、なお質疑を続行するものとして、本日はこの程度で散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

それでは本日は散会いたします。

午後四時八分散会